

農業法人の運営管理

1 集落型農業法人の運営ポイント

1) 農業法人の運営管理業務

農業法人を運営して行くには単に農業生産を行うだけではなく、法人の運営管理を円滑に進めることが大切です。農業法人の運営管理には次のものがありますが、集落型農業法人の場合、役員を中心に構成員（組合員または株主等）の総意に基づいた運営管理を行うこととなります。

事業計画

事業方針や生産計画などの事業計画を策定し、それに基づいた事業実施及び法人運営を行います。

留意事項

1. 事業計画は総会議決事項（構成員の承認を得る事が必要）。
2. 毎年度計画だけではなく、中・長期計画の策定も必要。

《参考》単年度事業計画・例

事業(作目)名	生産面積(ha)	生産量(t)	生産額(円)	単 収	単 価
農業					
水稻					
大豆					
作業受託					
農業外()					
合 計					

《参考》中期事業計画・例

	年	年	年	年	年
生産面積(ha)					
水稻					
大豆					
作業受託					
生産量(kg)					
水稻					
大豆					
作業受託					
生産額(円)					
水稻					
大豆					
作業受託					

予算計画（収支計画）

予算（収支）計画及びそれに基づく資金計画を作成し、それに基づいた事業実施及び法人運営を行います。

留意事項

1. 予算案は総会議決事項（構成員の承認を得る事が必要）。
2. 毎年度計画だけではなく、中・長期計画の策定も必要。

《参考》単年度収支計画・例

科目	総額(千円)	10a当たり(千円)	備考
収入			
営業収益			
水稻売上			
大豆売上			
その他売上			
作業受託収入			
営業外収益			
補助金・奨励金			
雑収入			
特別利益			
費用			
営業費用			
生産原価			
種苗費			
肥料費			
薬剤費			
動力光熱費			
農具費			
その他資材費			
減価償却費			
修繕費			
賃借料			
作業賃金			
委託料			
出荷経費			
支払地代			
共済掛金			
抛出・負担金			
一般管理費			
会議費			
福利厚生費			
事務・通信費			
研修費			
役員報酬			
租税公課			
雑費			
営業外費用			
支払利息			
雑損失			
特別損失			
差引当期利益			

《参考》中期収支計画・例

(千円)

科目	年	年	年	年	年
収入					
営業収益					
水稻売上					
大豆売上					
その他売上					
作業受託収入					
営業外収益					
特別利益					
支出					
営業費用					
生産原価					
一般管理費					
営業外費用					
特別損失					
当期利益					

(注) 中期計画であるため、単年度収支計画を基に科目を簡素化しました。単年度計画と同じ科目で行っても構いません。

組織運営管理

加入・脱退、総会開催等の組織運営及び人的管理を行います。

実際の運営にあたっては総会の決定事項に基づき、役員が手分けし行うこととなります。

留意事項

1. 関係法令（農業協同組合法など）や定款等の規定による運営が必要。
2. 農事組合法人の場合、定款の変更や事業計画の設定等、重要な事項については総会の議決が必要。

《参考》農事組合法人の総会議決事項・例

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- (5) 団体への加入(農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退
- (6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

上記のうち農協法で総会議決事項とされているのは、(1)、(3)及び(4)。 それ以外は任意に定款で定められる事項。

《参考》役員(理事会)の決定事項・例

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の召集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

《参考》役員役割分担・例

組合長(1名)	法人を代表し、法人の運営を統括する
副組合長(名)	組合長を補佐す、各担当理事の調整を担当する
総務企画担当理事(名)	法人の運営管理、会計経理及び庶務を担当する
生産管理担当理事(名)	生産・栽培計画、作業管理、施設機械管理を担当する
加工販売担当理事(名)	加工・販売事業、流通・販売計画及び渉外を担当する
監事(名)	法人の会計、業務を監査する

会計及び税務

記帳・会計管理及び決算書の作成を行います。

決算書に基づき法人税・消費税・地方税(事業税、住民税)の申告書の作成と税務申告(納税)を行います。

留意事項

1. 法人税の申告に耐える帳簿の作成が必要。
2. 複式簿記による貸借対照表と損益計算書の作成が必要。
3. 実効税率は約30%なので、税務対策を誤ると大きな支出が発生してしまう。
4. どのような記帳を行うかは、人材の問題も含め、慎重に検討して決める。
5. 最終的な申告書の確認・申告は税理士など専門家に相談(依頼)。

労務管理(作業計画・管理、賃金、福利厚生)

事業計画に基づいた作業(出役)計画の作成とその記録管理を行います。

また、構成員や従業員の就業意欲を向上させるための福利厚生活動を行います。

留意事項

1. まず年間栽培計画を作成し、いつ、作業があるのか整理する。
2. 栽培計画に基づき、年間の労務計画を作成する。
3. 労務計画は構成員(オペレーター補助員)に充分周知を図り、計画に基づいた計画的な作業に心がける。また、作業日誌を必ず記録しておく。
4. 労務計画等は計画と実績を比較し、次年度計画に反映させる。

《参考》年間栽培計画

作目(品種)	面積	作付計画							備考
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月	

《参考》年間労務・作業計画

	作目名 (品種)	面積	作業 区分	作業日数(または時間)								備考	
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月	合計		
栽培 管理	記載例 水稲 (コシカ)		オペ										
			補助										
			一般										
			オペ										
			補助										
			一般										
	小計		オペ										
			補助										
			一般										
経営 管理	役員会												
	運営会議等												
	経営管理												
	会計事務												
	その他												
	小計												
合計													

《参考》作物別作業計画表・例

作物名(品種等)		栽培面積	ha
----------	--	------	----

作業名	時期・期間	作業日数 ・時間	作業内容	必要機械 ・資材等	必要人員 (人/1回)	作業時間 (時間)
					オペ 補助 一般	オペ 補助 一般
					オペ 補助 一般	オペ 補助 一般
					オペ 補助 一般	オペ 補助 一般
					オペ 補助 一般	オペ 補助 一般

《参考》作業日誌・例

農事組合法人 作業日誌

記録者	
-----	--

確認	組 合 長	副組合長	担当理事	会 計

日 時	年 月 日 (曜日) 天候 ()				
対象作物	水稲 その他 ()				
作業内容					
作業場所 ・面積	ほ場名(場所名)	面積(a)	ほ場名(場所名)	面積(a)	
		合計			
作業者名 ・時間	氏 名	区 分	作業時間	控除時間	実作業時間
		オペ・補助・一般	: ~ :		
		実作業時間計：オペ () 補助 () 一般 ()			
使用機械	機械名	稼働時間	機械名	稼働時間	
使用資材	資材名	使用量	資材名	使用量	
特記事項	<p>当日の作業で、気づいた点、他者に気を付けて欲しい点（ヒヤリ・ハット体験）などの伝達事項を記入し情報の共有化を図ります。</p>				

資金管理（機械更新積立、運転資金）

機械更新にあたっては計画的な機械導入と借入金等の資金管理を行います。
また、資金運用計画（資金繰表）を作成し、計画的な資金運用を図ることが必要です。

留意事項

1. 機械等の導入計画はいつ、どんな機械を導入し、その負担はどうするか決めておく。
2. 借入金がある場合は借入金償還計画を作成し無理のない借入を行う。
3. 資金運用計画（資金繰表）を作成し、計画的な資金管理を行う。
4. 資金運用計画（資金繰表）は毎年度計画だけではなく、中・長期計画の策定も必要。
5. 資金運用計画（資金繰表）は計画と実績を比較し、必要に応じ修正を行うとともに次年度計画に反映させる。

《参考》機械施設導入計画・例

（千円）

機械・施設名	導入年月	事業費	負担内訳			取得価格	耐用年数	年償却額
			補助金	借入金	自己資金			
計								

《参考》借入金償還計画・例

資金名 目的 借入年 借入先	借入金額 利率(%) 償還期間 据置期間		年度別返済額及び残額						
			年	年	年	年	年	年	
		元金 利息 返済額 残額							
		元金 利息 返済額 残額							
合計		元金 利息 返済額 残額							

《参考》資金運用計画（資金繰表）・例

		年	年	年	年	年	備考	
受 入 ・ 資 金 調 達	前期繰越現金預金							
	当期利益							
	資産 償却 取崩 繰入	減価償却費繰入						
		投資等返戻・取崩						
		繰延資産償却費繰入						
		その他資産返戻・取崩						
	借入 金等	短期借入金						
		長期借入金						
		預り・仮受金等						
		その他負債						
	出資金(資本金)受入							
	その他							
計								
支 出 ・ 資 金 運 用	資産 取得	固定資産						
		投資等(出資金、積立金など)						
		繰延資産						
		その他資産						
	借入 金等 返済	短期借入金						
		長期借入金						
		預り・仮受金等						
		その他負債						
	配当金							
	出資金(資本金)金返還							
	その他							
計								
差引次期繰越現金預金								

《参考》月別資金運用表・例

			1月	2月	3月	4月	5月	12月	合計
前月末現金預金									
収入・受入	資産償却	減価償却費繰入							
		投資等返戻・取崩							
	取崩繰入	繰延資産償却費繰入							
		その他資産返戻・取崩							
	借入金等	短期借入金							
		長期借入金							
		預り・仮受金等							
		その他負債							
	利益準備金取崩								
	基盤強化準備金取崩								
	出資金(資本金)受入								
	その他								
	計								
	支出・引出	費用	売上原価						
営業外費用									
特別損失									
資産取得計上		固定資産							
		投資等(出資金、積立金など)							
		繰延資産							
		その他資産							
借入金等返済		短期借入金							
		長期借入金							
		預り・仮受金等							
		その他負債							
出資金(資本金)返還									
配当金(仮払含む)									
その他									
計									
月末現金預金									

2) 組合員への還元(分配)

構成員への還元(分配)方法

法人から構成員への還元には、次のものがあります。

還元の区分	還元方法
利用権設定に対する対価	地代(小作料)
労働に対する報酬	「確定給与型」 賃金(月給、日給、時間給) 「従事分量配当型」 従事分量配当金 会社法人は確定給与型のみ
圃場管理等に対する報酬	委託料(面積単価で支払う場合) 時間単価で支払う場合は労働に対する報酬と同じ
利益(剰余金)の分配	出資分量配当金 農事組合法人は、剰余金のうち年7%以内で出資の額に応じておこなうことができる。 組合員(社員)は配当所得として申告するので、法人と個人の両方へ課税される

農事組合法人での確定給与型と従事分量配当型

法人の構成員に対して、労働報酬を支払う場合、一般的には給与として支払われます。しかし、農事組合法人の特例として「従事分量配当」で支払う方法があり、島根県内の集落営農型法人の多くは、この方法が行われています。

法人の運営形態、経営方針等にあわせた方法を採用することが必要です。

	確定給与型	従事分量配当型
労働報酬支払方法	構成員の労働に対する報酬を賃金(確定給与)で支払う	構成員の労働に対する対価を従事分量配当金で払う
法人税の扱い	普通法人に該当 ・税率は資本金1億円以下年800万円超30%・800万円以下22% ・赤字となっても支給 ・給与は消費税の課税仕入れに該当しない	特別法人(協同組合等)に該当 ・税率は22% ・従事分量配当金は損金算入 ・赤字の場合は配当できないが、利益が多い場合は増やすことが可能 ・従事分量配当は消費税の課税仕入
労災保険	適用される ・業務執行権を有する役員(代表理事)は適用外であるが、特別加入が可能	適用されない ・給与の支給が無く労働者に該当しないため ・特別加入が可能
社会保険	健康保険・厚生年金	国民健康保険・国民年金
想定されるタイプ	企業的経営を行う場合 専従体制の場合	集落の維持、共同の利益を重視する場合 出役体制(非専従)の場合

2 農事組合法人の具体的な運営方法

農事組合法人の運営は、定款やその他の規約に基づいて行うこととなります。その他、定款等に定めがない事項については、その根拠法令である農業協同組合法（以下農協法という）等の法令の定めによります。

1) 組合員の新規加入

新たに農事組合法人に加入するには加入申込書を組合に提出し、総会で承認を得る必要があります。
具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うこととなります。

1. 新規加入の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく、手順は次のとおりです。

加入申込書の提出

組合員になろうとする者は、「引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」等を記載した加入申込書を組合に提出します。

加入申込書については特に指定された様式はありませんので、上記内容で適宜、作成します。

(参考) 加入申込書例

加入申込書			
		平成	年 月 日
農事組合法人	代表理事	様	
	住所	市	町 番地
	氏名		(印)
次のとおり農事組合法人 への加入を申し込みます。			
1. 出資引受口数	口	金額	円
2. 組合事業の従事状況			
組合の要請に従い、常時従事(します・しません)			

総会での承諾

組合は、加入申込書の提出があったときは、総会で、その加入の諾否を決定します。

組合員の加入（持分の相続又は譲受による加入を含む。）については、農協法上、総会の議決事項ではなく、例えば、理事会で加入の諾否を決することも可能です。（定款に定めが必要）。

組合員の加入（持分の相続又は譲受による加入を含む。）については農協法上、総組合員の2/3以上の議決（特別議決）の必要はありませんが、一般的には特別議決事項として定款に規定しています。

加入承諾の通知

総会で加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知します。

加入承諾の通知には加入の承諾に加え、出資の手続（出資払込先、払込期限等）などを記載します。

出資金の払い込み

組合から加入承諾の通知を受けた者は、出資金の払込を行います。

出資の払込みをした時に組合員となります。

組合は出資の払込を確認した場合、出資金領収書を発行します。

組合員名簿の記載

加入手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

2. 注意事項

出資口数及び出資総額の変更に伴う変更登記の実施

組合員の新規加入に伴い、通常、出資総口数及び払込済み出資総額が変更（増加）することになります。出資総口数及び払込済み出資総額は登記事項ですので、変更になった場合には変更登記が必要です。

資本金額の変更に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

出資額（資本金額）当法人の内容に変更があった場合には税務関係機関（税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課）に変更・異動届出書の提出が必要となります。

新規加入組合員の組合員資格に留意してください。

組合員の資格は農協法の規定に基づき定款に記載があります。

組合員名簿は農業協同組合法第73条で準用する第27条の2の規定により作成が義務づけられています。

（参考）農協法27条の2

二十七条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済みの出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額及びその払込みの年月日

（参考）農事組合法人組合員名簿例

氏名 （又は名称）	加入 年月日	組合員たる 資格の別	出資 口数	出資各口の 取得年月日	払込済 出資額	払込 年月日

2) 増資(出資口数の増加)

出資額を増やす増資を行う方法には 出資の口数を増やす方法と 出資1口の金額を増やす方法があります。
具体的な手順は、通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うこととなります。

1. 増資の手順(出資口数の増加による場合)

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

出資引受書の提出

出資の口数を増やそうとする者は、「引き受けようとする出資の口数」等を記載した書面(出資引受書など)を組合に提出します。

書面(出資引受書など)については特に指定された様式はありませんので、上記内容で適宜、作成します。

(参考) 加入申込書例

出資(増資)引受書			
		平成	年 月 日
農事組合法人	代表理事	様	
	住所	市	町 番地
	氏名		(印)
次のとおり、出資を引き受けます。			
1. 出資引受口数	口	金額	円

総会での承認

組合は、増資に係る書面(出資引受書など)の提出があったときは、総会でその可否を決定します。

増資決定の通知

総会で増資を決定したときは、その旨を組合員(申込者)に通知します。

増資決定の通知には増資決定の旨に加え、通常、出資の手続き(出資払込先、払込期限等)についても記載します。

出資金の払い込み

組合から出資口数の通知を受けた者は、出資金の払込を行います。

組合は出資の払込を確認した場合、出資金領収書を発行します。

組合員名簿の変更

増資の手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載(又は記録)します。

2. 注意事項

出資口数及び出資総額の変更に伴う変更登記の実施

組合員の出資口数の増加に伴い、出資総口数及び払込済み出資総額が変更(増加)することとなります。出資総口数及び払込済み出資総額は登記事項ですので、変更になった場合には変更登記が必要です。

資本金額の変更に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

出資額(資本金額)等法人の内容に変更があった場合には税務関係機関(税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課)に変更・異動届出書の提出が必要となります。

3) 持分の譲渡

持分を譲渡する場合は組合の承認が必要となります。
組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、「新規加入」の例にならないこととなります。
具体的な手順は次のとおりですが、通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うこととなります。

1. 持分譲渡の手順

組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができません。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、「新規加入」の例にならないこととなりますが、農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

組合員でない者への譲渡（持分譲渡による加入）の手順

持分譲渡の申請

持分を譲渡しようとする者は、「譲り渡す相手先及び口数」等を記載した書面（持分譲渡承認申請書など）を組合に提出します。

書面（持分譲渡承認申請書など）については特に指定された様式はありませんので、上記内容で適宜、作成します。

（参考）持分譲渡申請書例

持分譲渡申請書			
		平成	年 月 日
農事組合法人	代表理事	様	
	住所	市	町 番地
	氏名		(印)
次のとおり、持分譲渡の承認を申請をします。			
1. 譲渡先			
住所			
氏名			
組合員の別 (組合員・組合員以外)			
2. 出資口数			
	口	金額	円

総会での承認

組合は、持分譲渡に係る書面（持分譲渡承認申請書など）の提出があったときは、総会でその可否を決定します。

組合員の加入（持分の相続又は譲受による加入を含む。）については農業協同組合法人上、総組合員の2/3以上の議決（特別議決）の必要はありませんが一般的には特別議決事項として定款に規定しています。

持分譲渡承認の通知

総会で持分譲渡を承認したときは、その旨を該当する者に通知します。

通知をした時に組合員となります。

組合員名簿の記載

持分譲渡が完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

2. 注意事項

組合員への譲渡の場合、定款例では、総会での承認しか規定していませんので、持分譲渡申請の提出の有無等、具体的な手順については組合の実情にあわせ、行ってください。

なお、持分譲渡が総会で承認されれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

組合員でない者への譲渡の場合は新規加入組合員の組合員資格に留意してください。

組合員の資格は農協法の規定に基づき、定款に記載があります。

4) 相続による加入

組合員の死亡により、その後継者等がその持分を相続し組合に加入する場合は、一定の期間内に組合に加入の申込みをし、組合の承諾を得なければなりません。具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うこととなります。

1. 相続による加入の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

相続による加入の申請

組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者は、相続開始後、60日以内に組合に加入の申込みを行います。

加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければなりません。

総会での承認

組合は、相続による加入の申請があったときは、総会でその可否を決定します。

組合員の加入（持分の相続又は譲受による加入を含む。）については農協法上、総組合員の2/3以上の議決（特別議決）の必要はありませんが一般的には特別議決事項として定款に規定しています。

承認の通知と組合員名簿の記載

総会で相続による加入を承認したときは、その旨を該当する者に通知するとともに組合員名簿に記載（又は記録）します。

5) 組合員の脱退

持分全部の譲渡等の一定の事由により、組合を脱退する場合は一定の期日までに書面をもって組合に予告をしなければなりません。
具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うことになります。

1. 脱退の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

脱退の予告

次の理由により、組合を脱退する場合は事業年度末の60日前までに書面をもって組合に予告をし、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。

脱退の事由

1. 組合員たる資格の喪失 2. 死亡又は解散 3. 除名 4. 持分全部の譲渡

組合員名簿の記載

脱退手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

6) 組合員の除名

組合員が組合の事業を妨げる行為をしたときなど一定の事由に該当するときは、総会の議決を経て、組合員を除名することができます。
組合員の除名を行う場合には、一定の期日までにその組合員に対し除名の旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければなりません。
具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行うこととなります。

1. 除名の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができます。

除名の理由（農林水産省作成農事組合法人定款例の場合）

1. 正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき（組合員の資格が「この組合の地区内に住所を有する農民」に該当する組合員の場合に限る）
2. この組合に対する義務の履行を怠ったとき
3. この組合の事業を妨げる行為をしたとき
4. 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき

組合員の除名については、総組合員の2/3以上の議決（特別議決）を必要とします（農協法72条の14）。

除名を行う場合には、総会の日10日前までにその組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければなりません。

総会で除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面により、該当する組合員にその旨を通知しなければなりません。

組合員名簿の記載

除名手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

7) 役員を選任と解任

組合の役員は定款の定めるところにより総会において選任します。この場合、総組合員の過半数による議決を必要とします。
任期中でも総会において役員を解任することができます。
具体的な手順は定款の規定に基づいて行うことになります。

1. 選任・解任の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

(1) 役員を選任

任期満了等によって役員を選任（改選）する場合は、総会において総組合員の過半数による議決を必要とします。

農業経営を行う法人の場合、役員のうち理事は、組合員の資格が「この組合の地区内に住所を有する農民」に該当する組合員でなければなりません。

役員の数定数は定款記載事項ですので、役員定数を変更する場合は定款の変更が必要となります。定款の変更は総会において総組合員の2/3以上の議決（特別議決）を必要とします。

役員の数定数に幅を持たせる場合は次のように定款に定めることも可能です。

（役員の数定数）

第 条 この組合に、役員として、理事 人以上 人以下及び監事 人以上 人以下を置く。

(2) 役員を解任

役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができます。

役員を解任については総組合員の2/3以上の議決（特別議決）を必要とします。

(3) 代表理事を選任

代表理事の選任については定款の定めにより行うこととなりますが、一般的には「理事の互選」による方法が一般的です。

代表理事は農協法上、必置ではありませんが、通常、定款に定め、設置しています。

2. 注意事項

役員（理事）の改選に伴う変更登記の実施

役員に関する事項（理事の氏名、住所）は登記事項ですので、役員改選により理事に変更があった場合は変更登記が必要です。

役員（理事）の改選に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

役員改選により法人の代表者（通常は代表理事）に変更があった場合には税務関係機関（税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課）に変更・異動届出書の提出が必要となります。

8) 総会の開催

理事は、定款の定めるところにより毎事業年度に1回、通常総会を招集します。総会を招集する場合には、総会開催日の一定期日までに、会議の目的たる事項（総会の議案等）を示して組合員に通知を行います。具体的な手順は定款の規定に基づいて行うこととなります。

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

1. 総会の招集

通常総会の招集

理事は、定款の定めるところにより毎事業年度に1回、通常総会を招集します。総会招集の通知は、総会開催日の一定の期日（農林水産省作成の定款例では5日前）までに、会議の目的たる事項（総会議案等）を示して行います。

臨時総会の招集

理事は、定款の定めるところにより、臨時総会を招集します。なお、下記の2（組合員の5分の1以上の請求による総会）に該当する場合には、その請求があった日から一定の期日（農林水産省作成の定款例では10日以内）までに、総会を招集しなければなりません。

臨時総会開催事由（農林水産省作成農事組合法人定款例の場合）

1. 理事の過半数が必要と認めるとき。
2. 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

監事による招集（監事を置いている場合）

定款の定めるところにより、監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合で、総会に報告する必要があると認めるときは、総会を招集します。

2. 総会の開催方法

総会の議案

総会では、定款の定めるところにより議決しますが、一般的には下記の総会議決事項（総会の議決を経なければならない事項）のうち、総会招集通知で通知した事項に限って、議決します。ただし、次の特別議決事項を除き、緊急を要する事項（緊急議案）についてはこの限りではありません。

総会議決事項（農林水産省作成定款例の場合）

1. 定款の変更
2. 規約の設定、変更及び廃止
3. 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
4. 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
5. 団体への加入（農業協同組合への加入を除く。）又は団体からの脱退
6. 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

総会の議決方法

総会の議事は、定款の定めるところにより決することとなりますが、一般的には出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ただし、定款変更等の重要な事項については総組合員の3分の2以上の多数による議決（特別議決）を必要とします。

特別議決事項（農林水産省作成定款例の場合）

- 1．定款の変更
- 2．解散及び合併
- 3．この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認
- 4．組合員の除名
- 5．役員解任

農事組合法人が、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁(都道府県知事)に届け出なければなりません。(農業協同組合法72条の13,2項)

総会の議長

総会の議長は定款の定めるところにより選出しますが、一般的には総会において、出席した組合員の互選により選任します。なお、議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しません。

総会の定足数

総会の定足数は定款の定めるところによりますが、一般的には、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができません。この場合において、定款で定めれば、書面又は代理人により議決することができます。

書面又は代理人による議決の定款記載例

(書面又は代理人による議決)

第 条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

3．議事録の作成

総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載、又は記録しなければなりません。

議事録記載事項（農林水産省作成農事組合法人定款例の場合）

- 1．開催の日時及び場所
- 2．議事の経過の要領及びその結果
- 3．出席した理事及び監事の氏名
- 4．議長の氏名
- 5．議事録を作成した理事の氏名
- 6．前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

4．行政庁への業務報告書の提出

農事組合法人は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければなりません(農業協同組合法73条2項で準用する54条の2)。そのため、総会で事業報告及び決算報告が決定したならば、速やかに都道府県知事に報告書を提出します。

9) 事業内容等変更に伴う届け出等

出資額や役員などの登記事項に変更があった場合は、変更登記が必要です。定款の変更を行った場合は、行政庁（県）への届出が必要です。法人の内容に変更があった場合は、税務関係機関（税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課）に変更・異動届出書の提出が必要です。

1. 変更登記

登記事項の変更があった場合は、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行う必要があります（農協法75条1項）。

変更の登記が必要な事項は次のとおりです。

事業
名称
地区
事務所の所在場所（注1、2、3）
出資農事組合法人の場合は、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額（注4、5）
存立時期を定めたときは、その時期
代表権を有する者の氏名、住所及び資格
公告の方法

変更登記の留意事項

1. 主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては上記 ~ の事項を登記しなければなりません（農協法76条）。
2. 従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては、4週間以内に次の事項を登記しなければなりません（農協法83条）。
(1) 名称、(2) 主たる事務所の所在場所、(3) 従たる事務所の所在場所
3. 事務所の新設又は事務所の移転の変更登記申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければなりません（農協法88条1項）。
4. 出資に関する事項については、毎事業年度末日現在により事業年度終了後、4週間以内に行うことができます（農協法75条2項）。
5. 出資一口の金額の減少の変更登記申請書には、債権者への公告及び知れたる者への催告をしたこと、並びに、異議を述べた債権者があるときは、弁済等をしたこと、又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません（農協法88条1項）。

2. 定款変更に伴う行政庁への届出

定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければなりません。（農協法72条の13）

提出書類	添付書類	期限	提出先
定款変更届	定款変更事項に係る書面 (変更後定款、変更条項の新旧対照表等) 総会議事録	変更後遅滞なく	県知事

3. 法人の内容変更に伴う税務関係機関への届け出

出資額(資本金額)等、法人の内容に変更があった場合には税務関係機関(税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課)に変更・異動届出書の提出が必要となります。

税務関係機関への変更・異動届出書一覧

届出が必要な事項	届出書類	届出先	届け出期限
本店(主たる事務所) 事業年度 事業目的 商号(名称) 資本金 代表者 解散 清算結了	変更・異動届出書 《添付書類》 ・登記事項証明書 (登記簿謄本)	・税務署、 ・都道府県税事務所 ・市町村税務課	遅滞なく

法人変更届様式

<p>法人変更届</p> <p style="margin-top: 20px;"> 税 務 署 長 殿 県税事務所長 殿 市 町 村 長 殿 </p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 本店 法人名 代表者名 (印) </p> <p style="margin-top: 20px;"> 当社は下記事項を変更したのでお届けします。 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td colspan="2">1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本) 1通</td> </tr> </tbody> </table>				変更後	変更前	変更事項			変更年月日			添付書類	1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本) 1通	
	変更後	変更前												
変更事項														
変更年月日														
添付書類	1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本) 1通													

10) 農事組合法人から株式会社への組織変更

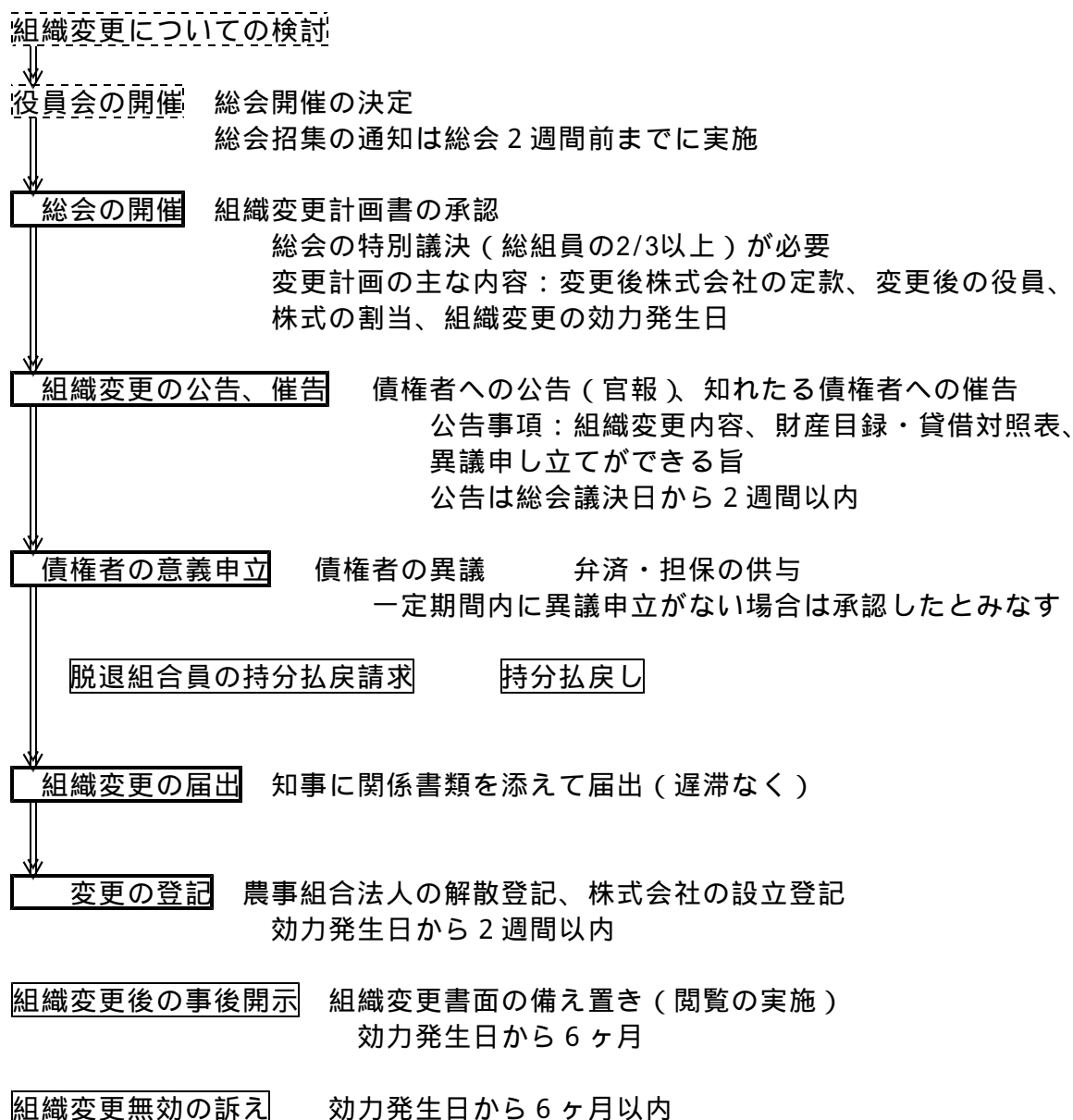
出資制の農事組合法人については、株式会社への組織変更が可能です。
農事組合法人から合同会社、合名会社、合資会社への組織変更については、法律上の規定がないため、一度解散の手続きを経なければなりません。

1. 株式会社への組織変更

平成14年1月1日に施行された農協法の一部改正により、出資制の農事組合法人については、株式会社への組織変更が可能となりました(農協法73条の2)。

なお、株式会社から農事組合法人へ、農事組合法人から合同会社、合名会社、合資会社への組織変更については、法律上の規定がないため、一度解散の手続きを経なければなりません。

【組織変更の手順】



2. 組織変更手続き

農業協同組合法に規定される農事組合法人から株式会社への組織変更の手続きの手順（流れ）は下記のとおりです。

(1) 組織変更計画書の承認（農協法73条の3第1～4項）

株式会社に組織を変更するためには、総会を開催し「組織変更計画」の承認、つまり組織変更の承認を得なければなりません。

1) 承認にあたっての留意事項

総会の承認は総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別議決によるなければなりません。

総会の招集にあたっては、総会の2週間前までに会議の目的である事項及び組織変更計画の要領を示して全組合員に通知しなければなりません。

2) 変更計画書の記載事項

変更計画書には次の事項を定めなければなりません。

変更計画書の記載事項

組織変更後の株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数 上記に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項 組織変更後株式会社の取締役の氏名 会計参与等（会計参与又は監査役又は会計監査人）の氏名又は名称 （注）会計参与等を設置する場合に該当する事項を記載 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する上記の株式の割当てに関する事項 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する上記の金銭の割当てに関する事項 組織変更がその効力を生ずる日（効力発生日）その他政令で定める事項

(2) 組織変更の公告（農協法73条の3第5項）

1) 債権者への公告

総会で組織変更を議決した日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、組合の債権者に閲覧させるため、これらを主たる事務所に備え置かなければなりません。

また、総会で組織変更を議決した日から2週間以内に組合の債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告するとともに、知れたる債権者には、個別に催告しなければなりません。

官報公告事項

組織変更をする旨 財産目録及び貸借対照表に関する事項（農林水産省令で定めるもの） 債権者が一定の期間（注）内に異議を述べるができる旨 （注）一定の期間は1月を下回ってはならない

2) 債権者の異議の申立

債権者が一定の期間内に組織変更に対し異議を述べなかつたときは、承認したものとみなされます。

しかし、債権者が異議を述べたときは、農事組合法人は、そのもの対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

ただし、組織変更をしても、その債権者を害するおそれがない場合は、このような措置は必要としません。

(3) 組織変更に反対する組合員の脱退（農協法73条の5）

1) 脱退方法・手続き

変更前の農事組合法人の組合員で、組織変更のための総会に先だって、組織変更前の農事組合法人に対し書面をもって組織変更反対の意思を通知した組合員は、組織変更の議決の日から20日以内に書面で持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日農事組合法人を脱退することができます。

2) 脱退にあたっての留意事項

脱退の通知又は持分払戻しの請求は、農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができます。

組織変更反対する組合員の脱退については、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができます。

持分を計算するにあたり、農事組合法人の財産で、法人の債務を完済できないときは、農事組合法人は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その組合員の負担分の損失額の払込みを請求することができます。

持分払い戻しの請求権は、脱退の時から2年間これを行わないときは、時効によって消滅します。

脱退した組合員が農事組合法人に対する債務を完済するまでは、法人は、その持分の払戻しを停止することができます。

持分の計算にあたっては、組織変更の日が脱退した事業年度の末と見なされます。

(4) 組合員への株式の割当（農協法73条の6）

1) 株式の割当方法

組織変更を行う農事組合法人の組合員（脱退する組合員等を除く）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後、株式会社の株式の割当てを受けることとなります。この株式の割当ては、組合員の出資口数に応じて、行わなければならない。

2) 株式の割当にあたっての留意事項

割り当てる株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合は、切り捨て）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じて、その競売により得られた代金を当該者に交付しなければなりません（農協法73条の6で準用する会社法234条1項）。

端数処理の場合の競売に代えて、市場価格のある株式については市場価格と

して農林水産省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができます（農協法73条の6で準用する会社法234条2～5項）。株式の割当に当たっては、上記以外に農協法73条の6で準用する会社法868条1項、869条、871条、874条(第4号に係る部分に限る)、875条及び876条の規定によります。

(5) 質権を有する者への通知（農協法73条の9）

組織変更を行う農事組合法人が、組織変更の議決を行ったときは、議決の日から2週間以内に、組織変更の旨を持分を目的とする質権を有する者で知れているものに個別に通知しなければなりません。

(6) 組織変更の効力の発生（農協法73条の11）

組織変更を行う農事組合法人は、効力発生日(注)に、株式会社となります。また、農事組合法人の組合員は、効力発生日(注)に株式の株主となります。

(注) 効力発生日は変更計画書に記載した「組織変更がその効力を生ずる日」となります。

(7) 組織変更の届出（農協法73条の12）

農事組合法人が、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁（県知事）に届け出なければなりません。

(8) 組織変更後の閲覧請求等（農協法73条の13）

1) 組織変更事項を記載した書面の備え置き

組織変更後の株式会社は、組織変更の公告（農協法73条の3第5項）の手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載した書面（又は電磁的記録）を、効力発生日から6月間、本店に備え置かなければなりません。

2) 組織変更事項を記載した書面の閲覧等の請求

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社の営業時間内に、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がない場合はこれを拒んではなりません。

株主及び債権者が請求できる事項

組織変更事項を記載した書面の閲覧の請求 組織変更事項を記載した書面の謄本又は抄本の交付の請求 組織変更事項を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 組織変更事項を記載した電磁的記録に記録された事項を組織変更後株式会社が定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(注) 及び の請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければなりません。

(9) 組織変更無効の訴え (農協法73条の14)

組織変更の無効は、組織変更の効力が生じた日から6ヶ月以内に、訴えをもってのみ主張することができます。なお、組織変更無効の訴えができるのは組織変更をする農事組合法人の組合員であった者又は組織変更後の会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者です。

(10) 組織変更の登記 (農協法81条)

出資農事組合法人が組織変更をしたときは、その効力が生じた日 (変更承認計画に記載した効力発生日) から2週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人については主たる事務所の所在地において解散の登記をし、組織変更後の株式会社については本店の所在地において設立の登記をしなければなりません。

組織変更に伴う登記手続きについては農業協同組合法の規定 (第四章登記等、74条 ~) に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局 (登記所) 等に相談してください。

11) 農事組合法人の合併

農事組合法人は他の農事組合法人と合併することができます。
農事組合法人の合併には吸収合併と新設合併があります。

農業協同組合法に規定される農事組合法人の合併手続きは下記のとおりです。

1. 合併の承認・合併契約書の締結（農協法73条4項で準用する同65条1項）

農事組合法人が合併しようとするときは、総会の議決を経て、合併契約を締結しなければなりません。なお、総会の議決は総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別議決によらなければなりません。

合併契約書の記載事項（農業協同組合法施行令3条の7）

合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地
合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
合併を行う時期
合併を行う組合の合併を議決した総会の日

（注）非出資組合の場合は、 から までの事項を除きます。

2. 合併の公告（農協法73条4項で準用する同65条4項）

（1）債権者への公告

総会で組織変更を議決した日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、組合の債権者に閲覧させるため、これらを主たる事務所に備え置かなければなりません。

また、総会で組織変更を議決した日から2週間以内に組合の債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告するとともに、知れたる債権者には、個別に催告しなければなりません。

官報公告事項

合併をする旨 財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの 債権者が一定の期間(注)内に異議を述べることができる旨

（注）一定の期間は1月を下回ってはなりません。

（2）債権者の異議の申立

債権者が一定の期間内に組織変更に対し異議を述べなかつたときは、承認したものとみなされます。

しかし、債権者が異議を述べたときは、農事組合法人は、その者に対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

ただし、組織変更をしても、その債権者を害するおそれがない場合は、このよう

な措置は必要としません。

3. 合併の事前開示(農協法73条4項で準用する同65条の3)

(1) 合併契約書等の備え置き

合併をする組合の理事は合併契約の内容及び農林水産省令で定める事項を記載した書面(又は電磁的記録)を一定期間、主たる事務所に備え置かなければなりません。据え置き期間及び農林水産省令で定める事項(「事前開示事項」という)は、下記のとおりとなります。

合併によって消滅する組合

【据え置き期間】

合併承認総会の日から2週間前まで

【事前開示事項】

ア. 次に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

(ア) 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

(イ) 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

(ウ) 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

イ. 吸収合併存続組合の定款の定め

ウ. 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(ア) 最終事業年度に係る決算関係書類(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表)の内容

(イ) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約書等を主たる事務所に備え置いた日、(以下「合併契約備置開始日」という)後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

エ. 吸収合併消滅組合(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項

(ア) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(イ) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

オ. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務(合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

カ. 合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

合併後存続する組合

【据え置き期間】

合併承認総会の日から2週間前まで

【事前開示事項】

- ア．次に掲げる定めを行ったときは、その規定（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- （ア）合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
 - （イ）合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額
- イ．吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容
 - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- ウ．吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が合併の公告に際して作成した貸借対照表
- エ．吸収合併存続組合についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表
 - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- オ．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項第三号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- カ．合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

合併によって設立する組合

【据え置き期間】

合併の登記の日から6月間

【事前開示事項】

- ア．次に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- （ア）合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地
 - （イ）合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の出資一口の金額
 - （ウ）合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
- イ．吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容
 - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最

終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ウ．吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

エ．吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

（ア）最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表

（イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

オ．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（吸収合併について異議を述べるができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

カ．合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（２）合併契約書等の閲覧等の請求

合併を行う農事組合法人の組合員及び組合の債務者は組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社の営業時間内に、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がない場合はこれを拒んではなりません。

株主及び債権者が請求できる事項

合併契約書等の閲覧の請求

合併契約書等の謄本又は抄本の交付の請求

合併契約書等を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

合併契約書等を記載した電磁的記録に記録された事項を組織変更後株式会社が定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（注）及びの請求をするには、当該農事組合法人の定めた費用を支払わなければなりません。

4．新設合併組合の定款の作成（農協法73条4項で準用する同66条1項）

合併によって組合を設立するときには、各組合の総会においてその役員の中から設立委員を選任し、設立委員が共同して定款の作成、役員を選任、及びその他設立に必要な行為をしなければなりません。

5．合併の効力の発生（農協法73条4項で準用する同67条）

組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、登記をすることによって、その効力が発生します。

6．合併により消滅した組合の権利義務の承継（農協法73条4項で準用する同68条）

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継します。

7. 合併組合の事後開示（農協法73条4項で準用する同68条の2）

(1) 継承した権利義務等を記載した書面の作成

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務、及びその他の合併に関する事項（以下「継承権利義務等」という）を記載した書面（又は電磁的記録）を作成しなければなりません。

その他合併に関する事項（農協法施行規則210条）

組合が吸収合併存続組合である場合

ア．合併が効力を生じた日

イ．吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における合併の公告及び知れたる債権者への催告の手續の経過

ウ．吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

エ．合併によって消滅する組合が備え置いた書面（又は電磁的記録）に記載された事項（合併契約の内容を除く。）

オ．上記アからエまでに掲げるもののほか、合併に関する重要な事項

組合が新設合併設立組合である場合

ア．合併が効力を生じた日

イ．新設合併消滅組合又は新設合併設立組合における合併の公告及び知れたる債権者への催告の手續の経過

ウ．新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

エ．上記アからウまでに掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(2) 継承権利義務等を記載した書面の備え置き

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合の理事は、合併の登記の日から6月間、組合が承継した合併によって消滅した組合の権利義務、その他の合併に関する事項を記載した書面（又は電磁的記録）を主たる事務所に備えて置かなければなりません。

(3) 継承権利義務等を記載した書面の閲覧の請求

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、理事は、正当な理由がないときは、これを拒んではなりません。

組合員及び組合の債権者が請求できる事項

継承権利義務等を記載した書面の閲覧の請求

継承権利義務等を記載した書面の謄本又は抄本の交付の請求

継承権利義務等を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

継承権利義務等を記載した電磁的記録に記録された事項を組合の定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(注) 及び の請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければなりません。

8．合併無効の訴え（農協法73条4項で準用する同69条）

合併の無効の訴えは、下記のとおり、合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に、訴えをもってのみ主張することができます。

会社の吸収合併の場合：吸収合併の効力が生じた日から6箇月以内 会社の新設合併の場合：新設合併の効力が生じた日から6箇月以内
--

なお、無効の訴えができるのは下記のとおり、合併をする組合の組合員等や合併について承認をしなかった債権者に限られます。

会社の吸収合併の場合： 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする組合の組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人であった者又は吸収合併後存続する組合の組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者 会社の新設合併の場合： 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする組合の組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人であった者又は新設合併により設立する組合の組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者
--

9．合併の登記（農協法79条）

農事組合法人が合併する場合、合併に必要な行為を終わつたとき、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、存続する農事組合法人については変更の登記、消滅する農事組合法人については解散の登記、合併によって設立する農事組合法人については設立の登記をしなければなりません。

組織変更に伴う登記手続きについては農業協同組合法の規定（第四章登記等、74条～）に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局（登記所）等に相談してください。

12) 農事組合法人の解散及び清算

農事組合法人は総会の議決等により解散することができます。
農事組合を解散する場合は清算の手続きを行うこととなります。

1. 農事組合法人の解散事由（農協法73条4項で準用する同64条）

農事組合法人は、次に掲げる事由によつて解散します。

- 総会の議決
- 組合の合併
- 組合についての破産手続開始の決定
- 存立時期の満了
- 行政庁の解散の命令

行政庁が解散を命令することができる事由

- (1) 組合又は農事組合法人が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- (2) 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- (3) 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2. 解散手続きの流れ

農業協同組合法に規定される農事組合法人の解散手続きは下記のとおりです。

なお、解散した法人（清算法人）は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなされます（農協法73条4項で準用する民法73条）。

また、法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属し、裁判所は、職権で、いつでも監督に必要な検査をすることができます（農協法73条4項で準用する民法82条）。

(1) 清算人の選任（農協法73条4項で準用する同71条1項）

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、理事が、その清算人となります。

ただし、総会において理事以外を選任することができます。

注意事項

裁判所による清算人の選任（農協法73条4項で準用する民法75条）

清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人、もしくは検察官の請求により、又は職権で、清算人を選任することができます。

清算人の解任（農協法73条4項で準用する民法76条）

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人、もしくは検察官の請求により、又は職権で、清算人を解任することができます。

清算人の職務及び権限（農協法73条4項で準用する民法78条）

清算人の職務は、次のとおりとし、その職務を行うために必要な一切の行為をすることができます。

ア．現務の結了

イ．債権の取立て及び債務の弁済

ウ．残余財産の引渡し

(2) 財産処分の決定(農協法73条4項で準用する同72条1項)

清算人は、就任後、遅滞なく組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあっては財産目録、出資組合にあっては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供して、その承認を求めなければなりません。

注意事項

残余財産の分配の制限(農協法73条4項で準用する会社法502条本文)

清算法人は、当該法人の債務を弁済した後でなければ、その財産を組合員に分配することができません。

ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りではありません。

(3) 債権の申出の催告等(農協法73条4項で準用する民法79条)

清算人は、就任の日から2ヶ月以内に、少なくとも3回の公告により、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。

注意事項

公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除く旨を付記しなければなりません。ただし、清算人は、知っている債権者を当然に排除することができません。

一定の期間(債権の申し出期間)は、2ヶ月を下ることができません。

清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければなりません。

公告は、官報に掲載する方法となります。

期間経過後の債権の申出(農協法73条4項で準用する民法80条)

債権の申出期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができます。

(4) 清算法人についての破産手続の開始(農協法73条4項で準用する民法81条)

清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければなりません。

注意事項

清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了します。

清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができます。

公告は、官報に掲載する方法となります。

(5) 清算終了の届出(農協法73条4項で準用する民法83条)

清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければなりません。

(6) 清算後の決算報告書の作成(農協法73条4項で準用する会社法507条)

1) 決算書の作成

清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、下記の決算報告を作成しなければなりません。

決算報告書の記載内容(農業協同組合法施行規則218条)

債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

出資一口当たりの分配額

(注) 1. 及び については、適切な科目に細分することができます。

2. に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければなりません。

ア. 残余財産の分配を完了した日

イ. 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

2) 総会の承認

清算人は、清算決算報告を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

(7) 解散等の登記

農事組合法人が解散したときは、下記のとおり「解散の登記」と「清算終了の登記」を行う必要があります。

なお、登記手続きについては農業協同組合法の規定（第四章登記等、74条～）に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局（登記所）等に相談してください。

1) 解散の登記（農協法78条）

農事組合法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、2週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければなりません。

2) 清算終了の登記（農協法80条）

農事組合法人の清算が終了したときは、総会で清算終了の承認を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければなりません。

(8) 清算所得の申告

残余財産が残り、それが資本金を上回る場合は、法人税等が課せられます。